

犯罪被害者等支援における「多機関ワンストップサービス」を開始します

和歌山県では犯罪被害者等が直面する精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、警察、行政、民間支援団体などの関係機関のいずれかに相談すれば、必要な支援が複数の機関等から一元的に途切れなく提供される「多機関ワンストップサービス」を開始します。

記

1 概要

(1) 総合的対応窓口への情報提供

警察等の最初に相談を受理した機関は、複数の機関・団体等による制度・サービスを提供する必要性が考えられる場合、和歌山県犯罪被害者等総合的対応窓口（(公社)紀の国被害者支援センター）へ配置されている「犯罪被害者等支援コーディネーター」へ情報提供を行います。

(2) コーディネーターによる支援

犯罪被害者等支援コーディネーターが、犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。

(3) 支援調整会議の開催

県が事務局となり、支援計画に係る関係機関等が参加する「支援調整会議」を開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。

(4) 支援の提供

関係機関等が支援計画に基づき支援を提供し、コーディネーターが進捗状況を確認することにより、途切れのない支援を行います。

2 開始日 令和8年4月1日(水)

(連絡先) 環境生活部 生活局 県民生活課 生活安全班
担当：尾崎、東
電話：073-441-2350（内線 2351）